

兵庫県公報

平成27年3月19日 木曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（議会事務局総務課）	1
○ 兵庫県議会委員会条例の一部を改正する条例（議会事務局議事課）	1

公布された法令のあらまし

●議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（条例第27号）

長等の求めに応じ、本会議、委員会等の会議に出席し、議案審議等を行う議員に対し、実費弁償の観点等から費用弁償の見直しを行うとともに、本県の厳しい財政状況等に鑑み、議会の議員の議員報酬について、引き続き減額するため所要の整備を行う。

●兵庫県議会委員会条例の一部を改正する条例（条例第28号）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、委員会が説明のため出席を求めることができる者に係る規定について所要の整備を行うこととした。

条 例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月19日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第27号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「委員会」の右に「若しくは地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項に規定する議案の審査若しくは議会の運営に関し協議若しくは調整を行うための場」を加え、同条第3項から第5項までを削り、同条第6項中「第2項」を「前項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第7項中「前各項」を「前3項」に改め、「。以下「職員等旅費条例」という。」及び後段を削り、同項を同条第4項とする。

附則第10項中「平成27年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

別表を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

~~~~~

兵庫県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月19日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県条例第28号

**兵庫県議会委員会条例の一部を改正する条例**

兵庫県議会委員会条例（昭和38年兵庫県条例第65号）の一部を次のように改正する。  
第14条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年 4月 1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第 2 条第 1 項に規定する旧教育長（以下「旧教育長」という。）が在職する場合には、旧教育長の教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合にあつては、当該欠けた日）までの間は、改正後の兵庫県議会委員会条例第14条の規定は適用せず、改正前の兵庫県議会委員会条例第14条の規定は、なおその効力を有する。